

議案第 24 号

大野市地域型保育事業実施要綱案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

地域型保育事業の実施に関する必要な事項を定めるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市地域型保育事業要綱を次のように定める。

令和 5 年 月 日

大野市教育委員会

大野市地域型保育事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の保育の受け皿を維持・確保することを目的として、大野市が地域型保育事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項に規定する地域型保育事業をいう。以下「事業」という。）を行うことについて、大野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 25 号。以下「条例」という。）及び大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年条例第 26 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称等)

第 2 条 事業を行う施設（以下「事業所」という。）の名称、位置、事業類型、利用定員及び連携施設（条例第 6 条第 1 項に規定する連携施設をいう。）は、次のとおりとする。

名称	位置	事業類型	利用定員	連携施設
和泉保育園	大野市朝日第 3 4 号 3 番地	小規模保育事業 C 型	9 人	荒島保育園

(提供する保育等)

第 3 条 教育委員会は、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育を提供するものとする。

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育及び同項第 3 号に規定する特定利用地域型保育を提供するものとする。

(職員)

第4条 事業所に園長、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）その他必要な職員を置く。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、当該事業所に通常勤務しない職員に園長を兼務させることができるものとする。

2 園長は、上司の命を受け、事業所の業務を掌理し、家庭的保育者等（前項に規定する家庭的保育者その他必要な職員をいう。）を指揮監督する。

3 家庭的保育者等は、園長の命を受け、所定の業務に従事する。

(開所時間)

第5条 事業所の開所時間の上限は、1日11時間とする。ただし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、開所時間を延長することができる。

(休日)

第6条 事業所の休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。